「ＪＡネットバンク利用規定」の一部改正

「ＪＡネットバンク利用規定」の一部を次のとおり改正する。

Page	改正後	改正前	備考	差分
新:1 旧:1	**ＪＡネットバンク利用規定**	**ＪＡネットバンク利用規定**		
新:1 旧:1	1　ＪＡネットバンク	ＪＡネットバンク		
新:1 旧:1	「ＪＡネットバンク」（以下、「本サービス」といいます。）は、パソコンやスマートフォンなど当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、「払込み」といいます。）を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申込みを行い、かつ当組合が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。	「ＪＡネットバンク」（以下、「本サービス」といいます。）は、パソコンやスマートフォンなど当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、「払込み」といいます。）を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申込みを行い、かつ当組合が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。		
新:1 旧:1	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。		
新:1 旧:1	2　サービス取扱時間	サービス取扱時間		
新:1 旧:1	本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。また、回線障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても予告なしに取扱いを一時停止または中止することがあります。	本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。また、回線障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても予告なしに取扱いを一時停止または中止することがあります。		
新:1 旧:1	3　利用申込み	利用申込み		
新:1 旧:1	(1) 本サービスの利用申込対象者は、当組合にキャッシュカード（代理人カードは除きます。以下、同じとします。）発行済みの普通貯金口座（総合口座取引の普通貯金口座を含みます。以下、同じとします。）を保有する個人の方とします。利用の申込みに際しては、当組合が定める方法により必要事項の届出および登録を行ってください。	(1) 本サービスの利用申込対象者は、当組合にキャッシュカード（代理人カードは除きます。以下、同じとします。）発行済みの普通貯金口座（総合口座取引の普通貯金口座を含みます。以下、同じとします。）を保有する個人の方とします。利用の申込みに際しては、当組合が定める方法により必要事項の届出および登録を行ってください。		
新:1 旧:1	(2) 本サービスを利用できる口座は、契約者が指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用対象口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つのキャッシュカード発行済みの普通貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下、「代表口座」といいます。）として届け出ていただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。	(2) 本サービスを利用できる口座は、契約者が指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用対象口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つのキャッシュカード発行済みの普通貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下、「代表口座」といいます。）として届け出ていただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。		
新:1 旧:1	4　本人確認	4　本人確認		
新:1 旧:1	(1) 本サービスの利用申込みおよび解約では、当組合ホームページ上の受付画面より所定事項を入力・伝達する場合は、当該入力・伝達された代表口座番号、当該口座のキャッシュカード暗証番号等と、当組合に登録されている各項目との一致を確認する方法により契約者本人である旨の確認（以下、「本人確認」といいます。）を行います。	(1) 本サービスの利用申込みおよび解約では、当組合ホームページ上の受付画面より所定事項を入力・伝達する場合は、当該入力・伝達された代表口座番号、当該口座のキャッシュカード暗証番号等と、当組合に登録されている各項目との一致を確認する方法により契約者本人である旨の確認（以下、「本人確認」といいます。）を行います。		
新:1 旧:1	(2) 本サービスの利用では、端末機器から送信された「ログイン ID」、「パスワード」と、当組合に登録されている「ログイン ID」、「パスワード」との一致のほか、当組合が定める方法により本人確認を行います。	(2) 本サービスの利用では、端末機器から送信された「ログイン ID」、「パスワード」と、当組合に登録されている「ログイン ID」、「パスワード」との一致のほか、当組合が定める方法により本人確認を行います。		

Page	改正後	改正前	備考	差分
	内にその旨を届け出てください。当組合は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のうえ、不正な振込・振替等の依頼は当組合所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当組合が処理済みの振込・振替等の取消しはできません。）。なお、本サービスの利用を再開する場合には、当組合所定の手続を行ってください。	内にその旨を届け出てください。当組合は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のうえ、不正な振込・振替等の依頼は当組合所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当組合が処理済みの振込・振替等の取消しはできません。）。なお、本サービスの利用を再開する場合には、当組合所定の手続を行ってください。		
新:7	(5) 不正に使用される恐れがあると当組合が判断した場合、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの利用を一時的に停止します。なお、本サービスの利用停止によって生じた損害について、当組合は一切の責任を負いません。			追加
新:7 旧:7	15　解約等	15　解約等		
新:7 旧:7	(1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合が定める方法によることとします。また、当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。	(1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合が定める方法によることとします。また、当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。		
新:7 旧:7	(2) 当組合が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。	(2) 当組合が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。		
新:7 旧:7	(3) 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。	(3) 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。		
新:7 旧:7	(4) サービス利用対象口座（代表口座を除きます。）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。	(4) サービス利用対象口座（代表口座を除きます。）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。		
新:7 旧:7	(5) 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。	(5) 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。		
新:7 旧:7	a　支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。	a　支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。		
新:7 旧:7	b　手形交換所の取引停止処分を受けたとき。	b　手形交換所の取引停止処分を受けたとき。		
新:7 旧:7	c　住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当組合において契約者の所在が不明となり、当組合の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。	c　住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当組合において契約者の所在が不明となり、当組合の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。		
新:8 旧:7	d　1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。	d　1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。		
新:8 旧:7	e　相続の開始があったとき。	e　相続の開始があったとき。		
新:8 旧:8	f　当組合に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかったとき。	f　当組合に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかったとき。		
新:8 旧:8	g　契約者が本邦の居住者でなくなったとき。	g　契約者が本邦の居住者でなくなったとき。		

Page	改正後	改正前	備考	差分
新:11 旧:11	(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:12 旧:12	26　業務委託の承諾	26　業務委託の承諾		
新:12 旧:12	(1) 当組合は、当組合が任意に定める第三者（以下、「委託先」といいます。）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。	(1) 当組合は、当組合が任意に定める第三者（以下、「委託先」といいます。）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。		
新:12 旧:12	(2) 当組合は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。	(2) 当組合は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。		
新:12 旧:12	27　関係規定の適用・準用	27　関係規定の適用・準用		
新:12 旧:12	(1) この規定に定めのない事項については、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、カード規定等関係する各規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。	(1) この規定に定めのない事項については、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、カード規定等関係する各規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。		
新:12 旧:12	(2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。	(2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。		
新:12 旧:12	28　契約期間	28　契約期間		
新:12 旧:12	この契約の当初契約期間は、契約日（取扱開始日）から１年後の応当日が属する月の月末日までとし、契約期間満了までに契約者または当組合から特段の申出のない限り、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。	この契約の当初契約期間は、契約日（取扱開始日）から１年後の応当日が属する月の月末日までとし、契約期間満了までに契約者または当組合から特段の申出のない限り、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。		
新:12 旧:12	29　譲渡、質入れ等の禁止	29　譲渡、質入れ等の禁止		
新:12 旧:12	本サービスに基づく契約者の権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れ等はできません。	本サービスに基づく契約者の権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れ等はできません。		
新:12 旧:12	30　準拠法・合意管轄	30　準拠法・合意管轄		
新:12 旧:12	本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当組合本店（所）の所在地を管轄する管轄裁判所とします。	本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当組合本店（所）の所在地を管轄する管轄裁判所とします。		
新:12 旧:12	本規定の当組合所定の内容については、ＪＡネットバンクホームページの掲載内容により確認してください。	本規定の当組合所定の内容については、ＪＡネットバンクホームページの掲載内容により確認してください。		
新:12 旧:12	以上	以上		
新:12 旧:12	（2026年4月20日現在）	（2025年10月1日現在）		変更